

令和 8 年度大野城市会計年度任用職員（子ども相談センター相談員） 募集要項

1 募集職種・採用予定人数・職務内容

職種	採用予定人数	職務内容
子ども相談センター相談員	1 名	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの相談全般に係る業務 ・子どもの発達や家族関係、子育てに関する各種相談、支援、対応 ・学校など関係機関や地域関係者との連絡調整 ・児童虐待の対応 ・その他児童福祉に関する業務

※採用試験では、採用人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とし、採用候補者名簿に登録します。

2 基本的な勤務条件

任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※4 月 1 日以前・以後に採用される場合もあります。
勤務日	週 5 日
勤務時間	週 38 時間 45 分（1 日 7 時間 45 分）
勤務場所	市役所（こども家庭センター内子ども相談センター）
勤務形態	【フルタイム勤務】 1 日 7 時間 45 分かつ週 5 日の勤務
給料・報酬	専門職（子ども相談センター相談員） 月給 24 万 6,200 円～25 万 5,400 円 ※専門職としての職務経験等により決定されます。 ※給与改定により額が変わる可能性があります。
諸手当	<ul style="list-style-type: none"> ・給料・報酬の他に、時間外勤務手当、通勤手当、退職手当などがそれぞれの条例・規則等に定める条件に当てはまる場合に支給されます。 ・期末・勤勉手当（ボーナス）として、年 4.6 カ月分が 6 月と 12 月にわけて支給されます（令和 7 年度見込み）。条例・規則等の改正により、変更となる場合があります。 ※期末・勤勉手当は、任用形態・期間によって支給額が減額したり、支給対象とならなかったりする場合があります。
給料・報酬等 支給日	フルタイム勤務の場合、当月の 22 日（金融機関が休みの場合は、直前の営業日）
休日	週休日（原則として土・日曜日）、祝日、年末年始

休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与（1年間に最大20日） ※事由によって、特別休暇等が付与される場合もあります。（忌引や夏季休暇など）
社会保険	【健康保険・厚生年金保険】 ◆フルタイム勤務で任用期間が2カ月を超える人 全員加入します。また、更新などにより任用期間が2カ月を超えることとなった場合にも、加入となります。 ※ただし、70歳以上の人は厚生年金保険の被保険者にはなりません。在職中に70歳に達した人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失します。
	【雇用保険】 下記の勤務時間・任用期間があれば雇用保険に加入します。 また、65歳に達した日以後に新たに雇用された人も雇用保険の被保険者となります。 ◆フルタイム勤務者：任用期間が31日以上ある場合は加入。 ※なお、フルタイム勤務者は、18日以上勤務した月が6カ月を超えるに至ったときから、退職手当組合に加入します。その場合、雇用保険の被保険者資格は喪失します。
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。（フルタイム勤務で、連続する通算任期が1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用されます。）
服務	一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務などの服務上の規定が適用されます。

3 採用試験

応募受付期間	随時受付（毎週火曜日必着）。
実施時期	毎週火曜日の応募状況により、随時実施。
試験会場	大野城市役所
実施方法	面接、課題作文
受験資格	次の要件に全て当てはまる人 ◇教員免許、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、臨床心理士、公認心理師のいずれかの資格を持っていること。 ◇上記資格を生かした児童福祉施設・学校・病院等の実務経験が2年以上あること。（保健師については、看護師としての実務経験を含む。） ◇普通自動車運転免許を持っていること。（AT限定可） ◇ワード・エクセルなどのパソコン操作ができること。 ※地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する人は受験できません。 ・拘禁刑（禁錮を含む。）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

	<ul style="list-style-type: none"> ・大野城市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
申込方法	<p>大野城市会計年度任用職員採用試験申込書（申込先に募集要項と共に備え付け、またはホームページに掲載）に必要事項を記載の上、郵送または直接提出してください。申込書は2種類あります。</p> <p>※一度受理した書類は、いかなる理由があっても返却しません。</p> <p>※申込書①には、必要事項を記載のうえ、写真票に顔写真を貼付し、受験票部分を切り取り、郵便はがきの裏面に貼付してください。はがきの表面には、返送用の宛名を記載し、85円切手の貼付をしてください。</p> <p>申込書②（申込用履歴書）には必要事項を記載のうえ、顔写真の貼付をしてください。</p> <p>※資格を確認できるものの写しをあわせてご提出ください。</p> <p>※受験票は申込受付締切り後に、郵送します。</p>
提出先	<p>〒816-8510 大野城市曙町2丁目2番1号 大野城市役所 こども家庭センター</p> <p>※郵送の場合、必ず封筒の表に「会計年度任用職員（子ども相談センター相談員）申込」と朱書きし、封筒の裏には差出人の住所・氏名を記載してください。</p> <p>※持参の場合は、市役所新館2階こども家庭センターに直接持参してください。</p>
提出期限	<p>毎週火曜日（必着）</p> <p>持参の場合の受付は、平日8時30分から17時までです。</p>
合格発表	<p>市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には郵送で通知します。</p> <p>※合否結果について、電話での問い合わせにはお答えできません。</p>
試験結果開示	<p>受験者本人に限り、合格発表から一週間、試験結果の情報提供を行います。</p> <p>希望する人は、市役所新館2階のこども家庭センターまで、受験票を持参して申し出てください。</p> <p>※試験結果のコピーが必要な方はコピー代として10円が必要です。</p>

※遅刻した場合は受験を認めませんのでご注意ください。

※試験会場は席により空調の効き具合が異なります。調節のできる服装でお越しください。

4 任用

合格後	<p>・採用試験の合格者は、<u>合格の日から令和9年3月31日まで</u>を登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿（候補者名簿）に登録されます。</p>
-----	--

採用決定	<ul style="list-style-type: none"> ・採用試験では、採用人数にかかわらず、その業務を行うにあたって合格水準があると認められる人を全て合格者とするため、<u>候補者名簿に登録されても、必ずしも全員が採用されるとは限りません。</u> ・<u>登録期間内に採用の必要が生じた場合に、随時、候補者名簿に登録のある方に仕事の打診をさせていただきます。</u> ・育児休業等取得している職員の代替として任用される場合もあります。
条件付採用	<p>地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。</p> <p><u>予算措置が講じられない場合、任用されないことがあります。</u></p>